

別表5（第5条関係）

保有する資格等により免除できる科目について

居宅介護職員初任者研修	対象者	看護師又は准看護師の資格を有する者
	免除可能な科目	全科目 * 看護師の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。
障害者居宅介護従業者基礎研修	対象者	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を修了した者
	免除可能な科目	・ 居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
	対象者	重度訪問介護従業者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程を修了した者
	免除可能な科目	・ 居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
	対象者	同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者
	免除可能な科目	・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、視覚障害に関するもの ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、視覚障害に関するもの
	対象者	行動援護従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
対象者	全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者	
免除可能な科目	・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・ 居宅介護に関する講義(3時間) ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に	

		関する講義
	対象者	知的障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・ 居宅介護に関する講義(3時間) ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
	対象者	従前の本要綱に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・ 居宅介護に関する講義(3時間) ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
	対象者	従前の本要綱に基づく日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護に関する講義(3時間) ・ 障害者及び老人の疾病及び障害等に関する講義(3時間)のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義
全身性・知的障害者移動支援従業者養成研修課程	対象者	全身性障害者移動支援従業者養成研修課程又は知的障害者移動支援従業者養成研修課程のいずれかを修了し、その修了日から1年以内に他の移動支援従業者養成研修課程を受講する者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者(児)福祉の制度とサービス(2時間) ・ ガイドヘルパーの制度と業務(1時間) ・ ガイドヘルパーの職業倫理(1時間)
同行援護従業者養成研修一般課程	対象者	視覚障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス(1時間) ・ 障害・疾病の理解(2時間) ・ 障害者(児)の心理(1時間) ・ 基本技能(4時間) ・ 応用技能(4時間)
	対象者	全身性障害者移動支援従業者養成研修課程又は知的障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者
	免除可能な科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス(1時間)

※ 通信添削によって行う講義科目及び面接指導科目については、上記に関わらず免除することはできない。

※ 科目免除に該当する者であっても、全科目受講することが望ましい。